

目指すべき5年後の姿

行動計画（アクションプラン） 1

これからの市民活動と協働を担う人づくり

⇒⇒⇒亀岡の未来やその実現のための課題解決等のまちづくりに関心をもち、地域の活動やまちづくりのワークショップに参加し、亀岡について積極的に語る働く世代や学生の存在を市民が身近に感じられる機会が増加する。その中から、新たに団体を立ち上げて行動し始める担い手が生まれる。

行動計画（アクションプラン） 2

市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化

⇒⇒⇒課題の掘り起こしに始まり、その提起と解決策に向けた話し合いの場が積極的に開かれ、解決に向けて必要となる各主体が協働し、取組を始める。また、活動団体や企業といった市内の多様な主体が交流する機会が生まれ、新たな繋がりのもと、課題解決に向けた団体の結成に繋がる。

行動計画（アクションプラン） 3

市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化

⇒⇒⇒亀岡 NAWASHIRO 基金の認知度が上がり、市民や企業の寄付行動が広がり、活用する団体は、取組状況や成果を市民に広報することで、寄付金が課題解決のための取組に活用されているという循環が感じられる状況になる。

資料編



資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ

資料2 用語解説

資料3 協働まちづくりに関する参考事例

資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿

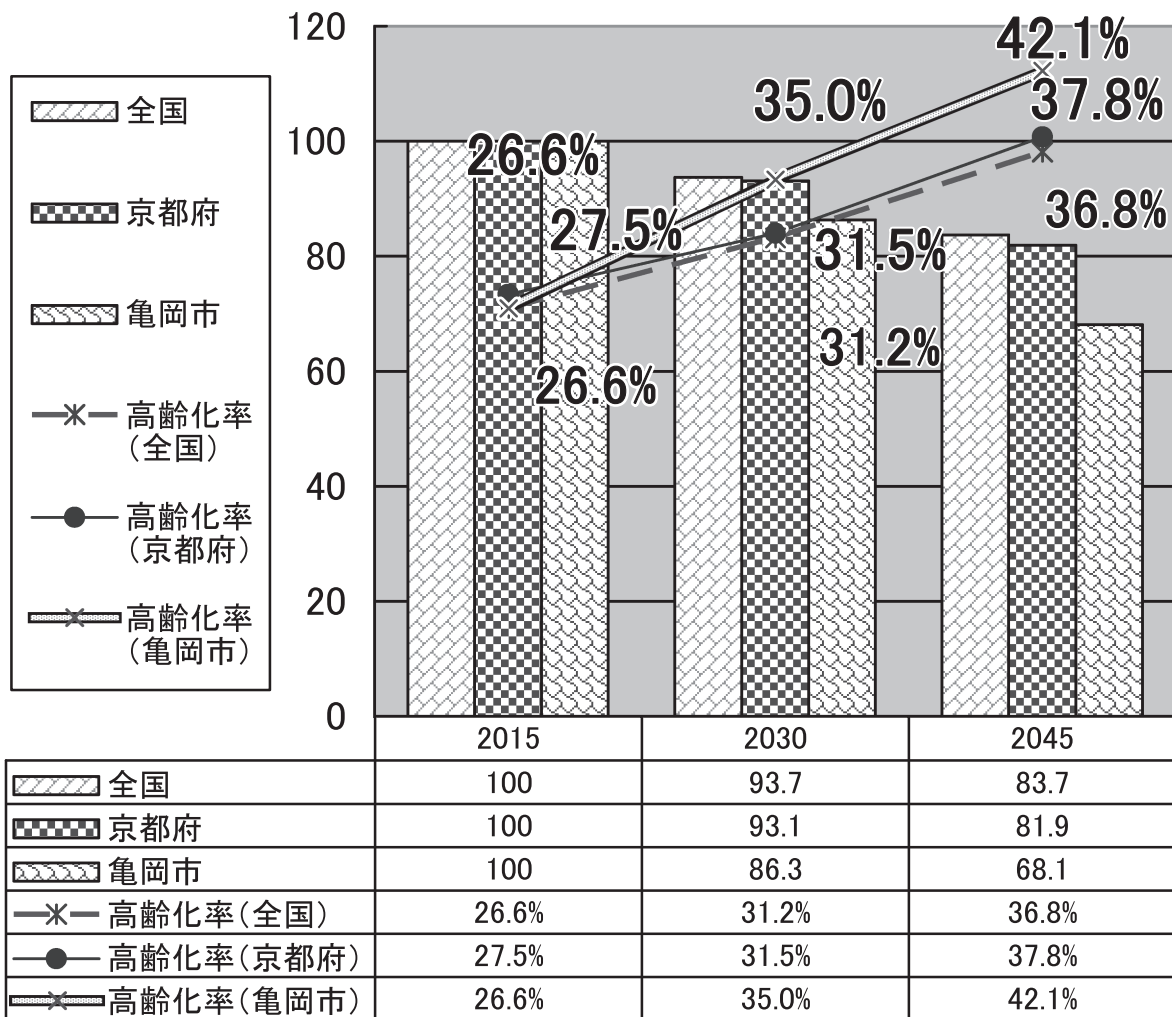
資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過

資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱



資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ

★平成27(2015)年を100とした場合の人口指数及び高齢化率予測★



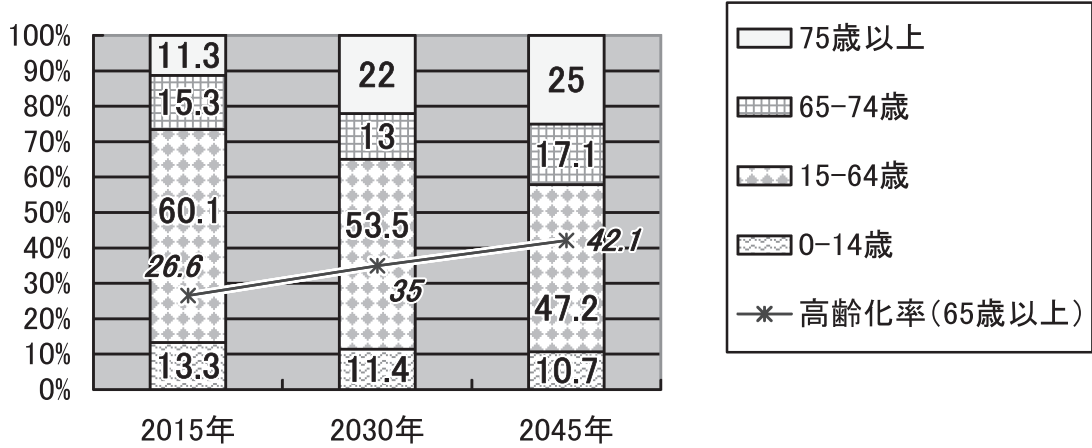
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口割合

★亀岡市人口推計★

年	2015 (実績)	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口 (人)	89,479	86,088	81,955	77,237	71,975	66,397	60,960

- 全国的に人口は減少
- 亀岡市は全国及び京都府の減少幅よりも大きく減少する
- 全国平均高齢化率 36.8%、京都府37.8%に対し、亀岡市は42.1% (25年後)

★亀岡市年齢別人口割合推計★



- 若年層と働き盛りの年代（65歳以下）が減少
- 65歳以上（高齢者）が42%を占める＝人口の約半数が高齢世代に（25年後）

出処：国立社会保障・人口問題研究所 報告書『日本の地域別将来人口推計』
平成30年度(2018年度)推計

※四捨五入の関係上、割合の合計が100%にならない場合があります

なぜ協働が必要？

●環境問題や人口減少など、地域ごとの独自事情に応じた取組により地域を持続していくことが求められている

⇒市内でも、山間部や市街地など、地域によって抱える課題は異なる

例】中山間地：高齢者の独居、空き家増加、移動手段、農林業衰退、少子化

市街地：外国人の増加、環境美化、教育多様化、にぎわい創出、地域コミュニティの衰退

●教育の多様化、外国人の増加など、今までのような画一的な対応は困難

●行政の財政難

●市民が求める、暮らしたい・暮らしやすいまちの実現

●人と人の繋がりへの再構築

⇒みんなで考え、みんなで実行する。手法としての「協働」抜きには、これからの地域運営は困難。

「協働」でつくる、暮らし続けたいまち「亀岡」へ。

協働から生まれるもの

◆地域の実情や時代の変化に応じた課題に対する柔軟な対応

◆行政や市民活動団体をはじめとする多様な主体が、それぞれが持つ資源を補完し合うことにより、課題に応じた重層的な解決策の実施

◆地域内や他地域との交流の活性化

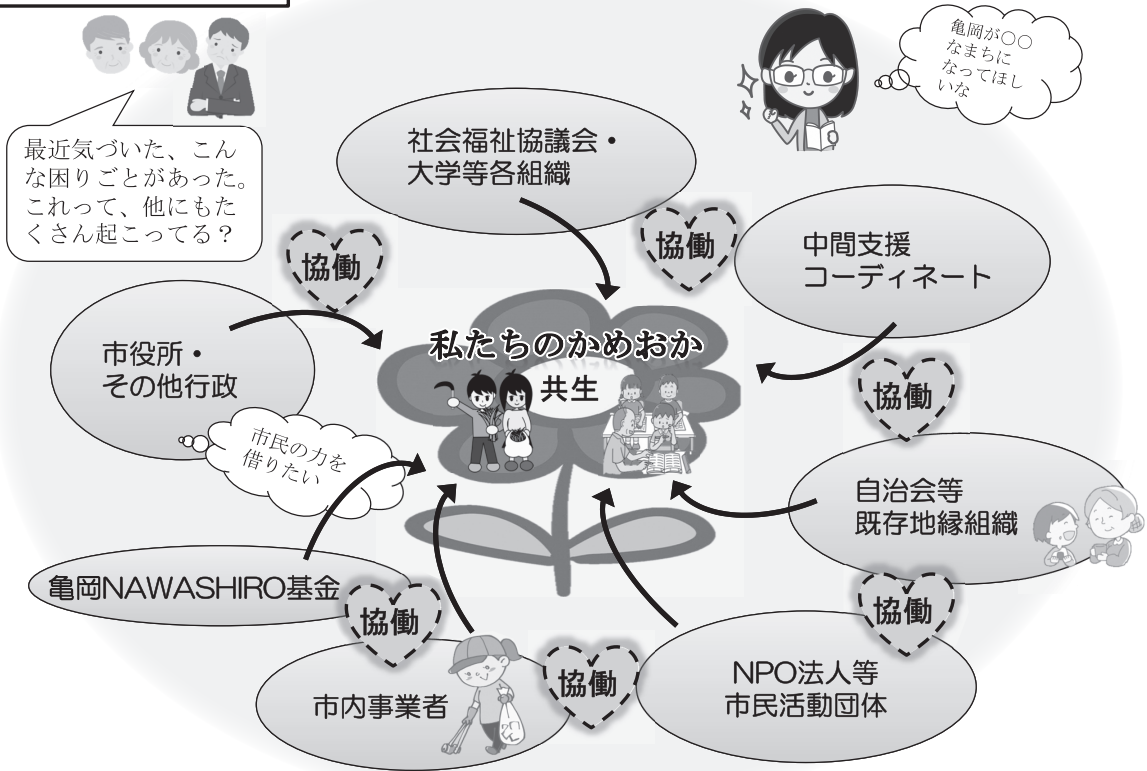
◆市民を含め関係者が協働することで、地域の納得に基づく、共生を基礎とした理想とするまちの姿への接近

◆多種多様な協働への参加・参画による、個人同士の関わりあいの多層化

◆新たな視点、繋がり、そして人との出会いによる人生の充実

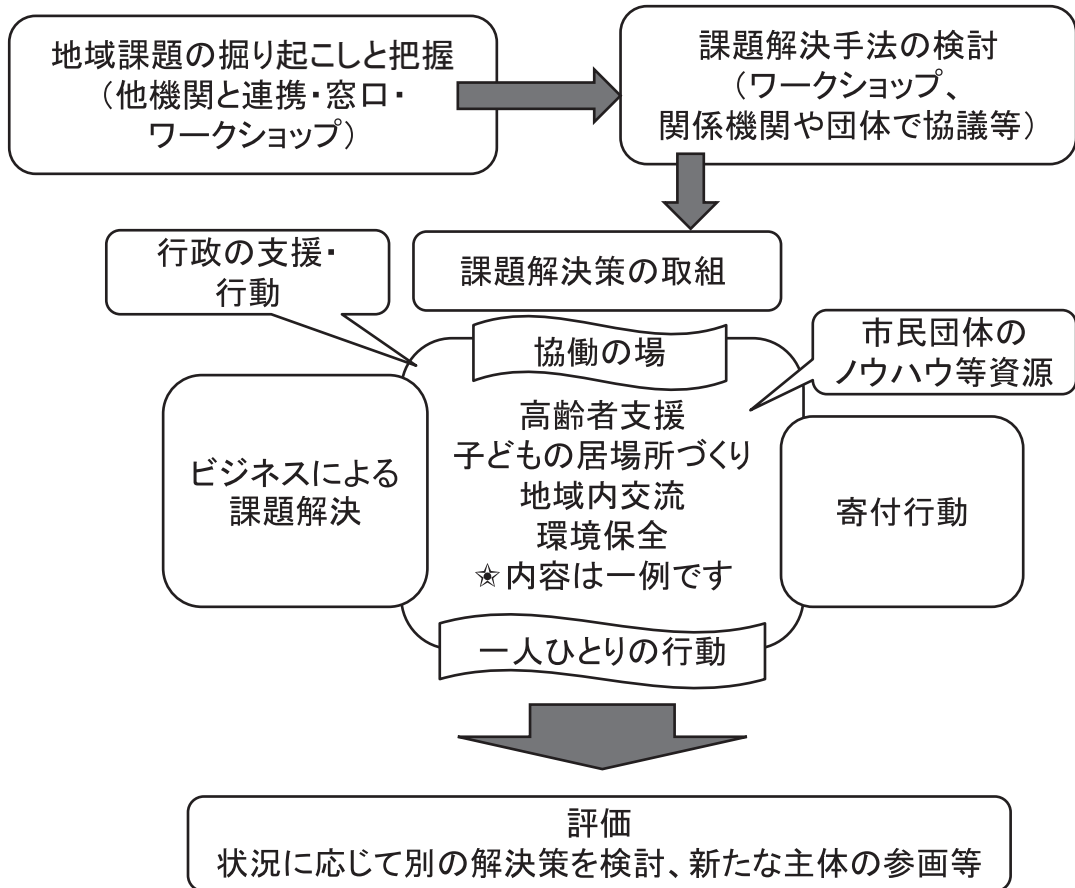
など、上記は一部であり、私たちが暮らすまちのあり方について一人ひとりが考え、課題解決に向けて協働することにより、暮らしたいまち、暮らしやすいまちに近づくことができる。

協働の体制イメージ



★各主体のつながり方は、この図で示す以外にも多様です

協働の流れイメージ



資料2 用語解説

箇所（初出）	語句	概要
*1（2頁）	亀岡市まちづくり協働推進指針	平成20年（2008年）3月策定。市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくための基本的な仕組み、枠組みを示したガイドライン。
*2（2頁）	亀岡市まちづくり協働推進実施計画	亀岡市まちづくり協働推進指針の考え方を具現化するための実施計画。平成22年（2010年）3月策定。5年間を期間とし、第1次計画は平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）、第2次計画は平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）。
*3（3頁）	亀岡市支えあいまちづくり協働支援金	地域課題の解決に貢献する市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援する補助金制度。平成22年度（2010年度）から平成30年度（2018年度）までの9年間で延べ95件、1,759万円を支援。
*4（3頁）	かめおか市民活動推進センター	市民活動を支援する拠点施設としてギャラリーかめおかに設置。会議室貸出や各種講座の開催、相談業務、ボランティアマッチングなどを実施。
*5（3頁）	かめおか協働ルール	市民と行政が協働のまちづくりを進める際の、相互理解と相互尊重を基礎とした、お互いの役割や心構え、姿勢、考え方を記したルール。
*6（3頁）	職員用協働チェックリスト	亀岡市職員の意識啓発を目的として、業務における協働意識を自己点検するためのチェックリスト。
*7（4頁）	NPO（特定非営利活動法人）	利益を重たる目的とせず、社会解決に取り組む組織・団体（non-profit organization）。NPO法人は、特定非営利活動促進法の規定により設立された法人格を持つ組織・団体。

箇所（初出）	語句	概要
*8（4頁）	多文化共生	言語、宗教、生活習慣等が異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重し合うこと。
*9（5頁）	プラットフォーム	様々な組織・団体が活動するための土台や環境をつくる場所。ここでは、各主体・組織の活動や相互の連携を支援する窓口機能、あるいは連携を支援する組織・団体の集合体。
*10（5頁）	コーディネート	課題解決のため、各主体同士の適切な連携やよりよい方法の実施に向け、とりまとめ及び調整を行うこと。
*11（6頁）	地縁組織	市町村内の一定の区域に住んでいる住民の地縁に基づいて形成される各種団体のこと。いわゆる自治会、町内会、町会等もこれに含まれる。
*12（8頁）	亀岡NAWASHIRO基金	市民による寄付で市民活動を支えることを目的に平成29年（2017年）に立ち上がった亀岡の市民ファンド。管理運営は公募により集まった運営委員が行っている。
*13（10頁）	中間支援組織	資金、人材、情報などを提供する主体とNPO法人や地縁団体の仲介、団体同士の様々なネットワークの促進、NPO法人に対するニーズの発掘、社会的課題のPRなど、地域の課題を解決するための取組やそれを行う団体を育成・支援する組織。
*14（24頁）	亀岡市まちづくり協働推進委員会	協働によるまちづくりに向けての施策、実施計画、具体的な取組について協議し、市長へ進言及び助言を行う、市民で構成される委員会。

資料3 協働のまちづくりに関する参考事例

場所	千葉県柏市
実施主体	多世代交流型コミュニティ実行委員会 (住民、ボランティア団体、学校、行政による連携)
事業内容	コミュニティカフェ、まちゼミ、東大キッズセミナー、カフェ内における野菜の定期市 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内農村地区では、農村地帯と新規住宅地が混在しているものの、新旧住民の交流が希薄であるという課題があった。そのため、保護者の子どもの健全育成や環境づくりを望む声をきっかけとしてPTAや学校が連携したボランティア活動が始まり、そこへ東京大学の提案により、「多世代交流型コミュニティ実行委員会」が設立され、地域の活動団体等に協力を呼び掛け、地域連携に繋がった。 ・ 円卓会議における話し合いで、コミュニティカフェ創設が決まり、更に行政や社会福祉協議会、NPO法人、地域で野菜の直売を行っていた農家等、多様な主体が加わり活動が広がっていった。 ・ 地域が一つの家族ととらえて、地域が子供を育てるという意味で『地縁のたまご』をテーマに各事業を行っている。 	

場所	沖縄県
実施主体	公益財団法人みらいファンド沖縄
内容	地域円卓会議
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での「困り事」の中にいる人々が声をあげることで、3者以上のステークホルダー（利害関係者）が集まる会議において統計等を基に事実に向き合い参加者で共有している。様々な視点や評価を加えつつ意見交換を行うことで、「困り事」を「課題」として昇華していく。会議ごとに具体的なテーマがあり、誰でも参加可能である。 ・ 会議では、対話で地域の課題を紐解いていくことで、参加者の意識を「他人事から自分事」に変換していき、その後の課題解決に向けてアプローチの基礎を築く。 ・ 目的は「行政事業の周知と住民参加意識の啓発」「政策課題を明確にする政策マーケティングのツール」「NPO等公益団体の地域課題の共有と仲間作り」「団体や事業者内の課題を外部にひらき、社会と繋げる場」である。 	

資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会*¹⁴委員名簿

(平成31年2月21日～令和3年2月20日)

	氏名	性別	選出団体等
委員	串崎 哲史 中井 康雄	男	亀岡市自治会連合会（令和元年5月20日で交代）
委員	楠 敬 渡邊 東高	男	（一社）亀岡青年会議所（令和2年1月6日で交代）
委員長	坂本 信雄	男	有識者（京都学園大学（京都先端科学大学）名誉教授）
委員	石田 数美	女	NPO 法人 亀岡子育てネットワーク
委員	深尾 昌峰	男	有識者（龍谷大学政策学部教授、京都地域創造基金理事長）
副委員長	松井 やす子	女	（社福）亀岡市社会福祉協議会
委員	吉川 好美	女	介護相談リンクす
委員	阿久津 泰紀	男	（株）グイ・クルーズ
委員	井内 祐治	男	自然豊かな亀岡の未来をつなぐ地域協議会、 亀岡作業所
委員	田中 利彦	男	市民公募
委員	田部 頼子	女	市民公募
委員	森 壹風	男	市民公募
委員	松尾 清嗣	男	市民公募

※2段書きの委員については、選出団体の役員交代により「選出団体等」に記載している日付で上段委員から下段委員に交代されました。

資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過

(平成30年度(2018年度)～令和元年度(2019年度))

日時	協働推進委員会	その他
平成31年2月21日	平成30年度第2回委員会 ・策定スケジュール	
平成31年3月11日	第3回委員会 ・第2次まちづくり協働推進実施計画の取り組み状況について ・第3次まちづくり協働推進実施計画策定に向けての意見交流	
令和元年6月7日	令和元年度第1回委員会 ・策定の流れ等の説明 ・計画案協議	
令和元年8月29日	第2回委員会 ・計画案協議 ・市民参加型ワークショップ実施について説明	
令和元年11月24日	第3回委員会 (市民参加型ワークショップ)	市民参加型ワークショップ
令和元年12月9日～ 令和2年1月6日		パブリックコメント
令和元年12月9日～ 12月27日		計画案庁内意見照会
令和2年1月16日	第4回委員会 ・パブリックコメント等意見集約結果 ・最終案に向けて	
令和2年2月27日	第5回委員会 ・最終案の提示と承認	

資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

平成20年5月1日

告示第95号

改正 平成21年3月31日告示第24号

平成22年8月9日告示第156号

平成24年2月1日告示第10号

平成24年8月10日告示第184号

平成25年11月15日告示第207号

平成28年3月29日告示第45号

(設置)

第1条 亀岡市まちづくり協働推進指針に基づき、市民と行政とのパートナーシップにより、協働によるまちづくりを推進していくため、亀岡市まちづくり協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に進言及び助言を行う。

- (1) 協働のまちづくりを進めるための施策、実施計画の策定に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりに向けた具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、専門の学識経験を有する者、NPOの代表者、その他市民等のうちから市長が委嘱する。

(平25告示207・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 24 告示 184・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(審査会)

第 7 条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業の審査及び評価を行うため、委員会に審査会を設置する。

2 審査会は、委員長が委員の意見を聴いて委員のうちから指名する審査員 7 人以内及び委員長が必要と認める者で構成する。

(平 22 告示 156・追加、平 24 告示 10・平 24 告示 184・一部改正)

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、生涯学習部市民力推進課において行う。

(平 21 告示 24・一部改正、平 22 告示 156・旧第 7 条繰下、平 28 告示 45・一部改正)

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

(平 22 告示 156・旧第 8 条繰下)

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成 21 年告示第 24 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 22 年告示第 156 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成 24 年告示第 10 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成 24 年告示第 184 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成 25 年告示第 207 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成 28 年告示第 45 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。